

NPO法の改正等に伴う定款変更について

平成 23 年及び平成 28 年の NPO 法改正等により、定款の変更が必要な場合があります。主な変更箇所は以下のとおりです。各法人の定款についてご確認いただき、定款変更認証申請又は定款変更届出の手続きをお願いします。※条文番号は一例です。

変更後(新)	変更前(旧)
変更が必要な事項	
<p>(総会の権能)</p> <p>第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>以下 [略]</p>	<p>(総会の権能)</p> <p>第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>以下 [略]</p>
	定款変更認証申請
<p>(資産の構成)</p> <p>第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 事業に伴う収益</p> <p>(5) 資産から生じる収益</p> <p>(6) その他の収益</p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) 資産から生じる収入</p> <p>(6) その他の収入</p>
	定款変更届出
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。</p> <p>3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができる。</p> <p>3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>4 [略]</p>
	定款変更届出
<p>(定款の変更)</p> <p>第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
	定款変更認証申請

変更後(新)	変更前(旧)
変更の検討が必要な事項	
①その他の事業を行っている場合	
<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。</p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。</p> <p style="text-align: right;">定款変更認証申請</p>
②みなし総会を定める場合	
<p>(総会の議決)</p> <p>第27条 第1項～第2項 [略]</p> <p>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。</p>	<p>(総会の議決)</p> <p>第27条 第1項～第2項 [略]</p> <p style="text-align: right;">定款変更認証申請</p>
<p>(総会の議事録)</p> <p>第29条 第1項～第2項 [略]</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>第29条 第1項～第2項 [略]</p> <p style="text-align: right;">定款変更認証申請</p>
③貸借対照表の公告方法を変更する場合(注)	
<p>(公告の方法)</p> <p>第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p style="text-align: right;">定款変更届出</p>

(注)「③貸借対照表の公告方法を変更する場合の公告方法」について、詳しくはさいたま市ホームページの「貸借対照表の公告に関する定款例」のページをご覧ください。